

<あきぎん>ビジネスIB「外為取引サービス」利用規定

(下線部が改正箇所となります。)

改正後	現 行
<p>1 ～ 2 (省略)</p> <p>2の2 この規定取引に係る契約成立 <u>(1) 当行は、お客様からこの規定取引に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。</u> <u>(2) 本サービスの利用申込にあたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当行が判断したとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したときは申込をお断りする場合があります。</u></p> <p>3 ～ 9 (省略)</p> <p>10 外国送金受付サービス (1) ～ (4) (省略) (5) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 a <u>本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</u> (以下省略)</p> <p>11 輸入信用状開設・条件変更受付サービス (1) ～ (6) (省略) (7) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 a <u>本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</u> (以下省略)</p> <p>12 外貨預金振替サービス (1) ～ (4) (省略) (5) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 a <u>本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</u> (以下省略)</p> <p>13 為替予約受付サービス (1) ～ (4) (省略) (5) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p>	<p>1 ～ 2 (省略)</p> <p>2の2 この規定取引に係る契約成立 当行は、お客様からこの規定取引に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。 <u>(新設)</u></p> <p>3 ～ 9 (省略)</p> <p>10 外国送金受付サービス (1) ～ (4) (省略) (5) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 a <u>法令違反またはその可能性がある」と当行判断した場合 法令違反またはその可能性がある」と当行判断した場合</u> (以下省略)</p> <p>11 輸入信用状開設・条件変更受付サービス (1) ～ (6) (省略) (7) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 a <u>法令違反またはその可能性がある」と当行判断した場合 法令違反またはその可能性がある」と当行判断した場合</u> (以下省略)</p> <p>12 外貨預金振替サービス (1) ～ (4) (省略) (5) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 a <u>法令違反またはその可能性がある」と当行判断した場合 法令違反またはその可能性がある」と当行判断した場合</u> (以下省略)</p> <p>13 為替予約受付サービス (1) ～ (4) (省略) (5) 以下の各号に該当する場合は外国送金お取扱いできません。なお、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p>

＜あきぎん＞ビジネス I B 「外為取引サービス」 利用規定

(下線部が改正箇所となります。)

改正後	現 行
<p>a 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断したとき、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合 (以下省略)</p> <p>1 3～2 1 (省略)</p> <p>1 8 サービス内容・規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>1 9～2 1 (省略)</p> <p>2 2 解約等 (1)～(2) (省略) (3) <u>契約者が次のいずれかに該当した場合、当行はいつでも通知することなく、本サービスを停止し、またはサービスの利用契約を解除できるものとします。なお、これらの措置によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> a 支払停止、破産、民事再生手続、会社更生手続開始等、その他手続きの申し立てがあったとき b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき c 住所変更等の届け出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、契約者の所在が把握できないとき d 相続の開始があったとき e 契約者が当行に支払うべき所定の手数料の未払いが発生したとき f 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき g 代表口座が解約されたとき h <u>契約者が本サービス規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が発生したとき</u> i <u>本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断したとき、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断したとき</u> j <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当行が判断したとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>2 1 ～ 2 7 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>a <u>法令違反またはその可能性がある</u>と当行判断した場合 <u>法令違反またはその可能性がある</u>と当行判断した場合 (以下省略)</p> <p>1 3～1 7 (省略)</p> <p>1 8 サービス内容・規定の変更 (1) <u>当行は、本サービスまた規定の内容を任意に変更することができるものとします。</u> (2) <u>変更内容は、当行のホームページに掲載するなど当行所定方法で契約者に通知し、など当行所定方法で契約者に通知し、変更日以降は、変後の内容に従うものとします。</u></p> <p>1 9～2 1 (省略)</p> <p>2 2 解約 (1)～(2) (省略) (3) <u>契約者が次のいずれかに該当した場合、当行はいつでも通知することなく本契約を解除できるものとします。</u> a～g (同左)</p> <p>g 代表口座が解約された場合 h <u>契約者による本サービスの利用が公序良俗反する、または反する恐れがあるとき</u> i <u>契約者が本サービス規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が発生したとき</u> (新設) (新設)</p> <p>2 1 ～ 2 7 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>